

東京高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 損害賠償等請求上告提起事件
国側当事者・国
平成20年12月9日却下・確定

決定事項

上告人の上告理由が民事訴訟法312条1項又は2項(上告の理由)所定の場合に当たらないことは明らかであり、かつ、民訴規則196条1項(補正命令・法第316条)による補正の余地がないから、本件上告は、不適法であるとして、上告人の上告が却下された事例

決定要旨

省略

(第一審・長野地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 平成20年4月16日判決、本資料258号-81・順号10939)

(控訴審・東京高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 平成20年10月1日判決、本資料258号-185・順号11043)

決 定

上告人 甲
被上告人 国
同代表者法務大臣 森 英介

上記当事者間の当庁平成●●年(〇〇)第●●号損害賠償等請求控訴事件について、当裁判所が平成20年10月1日言い渡した判決に対し、上告人から上告の提起があったので、当裁判所は次のとおり決定する。

主 文

本件上告を却下する。
上告費用は上告人の負担とする。

理 由

【決定】 最高裁判所に上告の提起をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由が上記各項所定の事由を主張するものでないことは明らかであり、かつ、民訴規則196条1項による補正の余地がないから、本件上告は、不適法であって却下を免れない。

よって、民訴法316条1項2号に従い、本件上告を却下することとして、主文のとおり決定する。

平成20年12月9日
東京高等裁判所第22民事部
裁判長裁判官 石川 善則

裁判官 設樂 隆一

裁判官 徳増 誠一